

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530098

研究課題名(和文) 事務管理法の体系的・機能的観点からの再検討

研究課題名(英文) Reexamination of negotiorum gestio from systematic and functional standpoint

研究代表者

平田 健治 (HIRATA, Kenji)

大阪大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：70173234

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円、(間接経費) 540,000円

研究成果の概要(和文)：事務管理法の歴史的、比較法的特色が、本研究着手前に比べ、はるかに鮮明となったと思われる。事務管理法制度は法定債権の一種として安定的内容を必ずしも有するものではなく、他の法制度と同様に、歴史的、体系的に、個々の法秩序の中で、現時点で、どのような機能を分担させるかの評価に依存する部分が多いことが明らかとなった。その評価を必要とする諸論点の析出、意見の対立状況の析出も行うことができた。さらにいえば、そのような作業の延長線上に、大陸法圏の特色ともいえる、三種の法定債権の並存も、組換え、再構成による機能最適化が可能であることをも示唆するものとなった。その感触も具体的素材を通して、より確かなものとなった。

研究成果の概要(英文)：Through my research, characteristics of the institution 'negotiorum gestio'(unrequsted intervention of another's affairs) have become more evident than before. They are, as for one institution of three extra-contract obligations in continental law system, not necessarily stable. Its normative content must be now and here in each law system evaluated and decided considering what function should be given to it. Moreover this research has me given some hints about reorganization of three extra-contract obligations.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、民事法学

キーワード：事務管理 不当利得 不法行為

### 1. 研究開始当初の背景

事務管理法は、歴史的に複雑な展開過程を有し、法体系上興味深い分野であった。申請者は、この分野に古くより関心をいただき、以前より、さまざまな視点から研究を進めてきた。近時、ヨーロッパでは、EUを中心とする民事法分野の法典化の動向から、事務管理法についても、議論が高まり、文献も増えてきた。また、日本でも、債権法改正が途上にあり、その関連でも議論が高まりつつあった。この機会に、従来の申請者自身の蓄積と近時の議論状況を踏まえ、体系的・機能的観点からの、より根本的な検討を考えるに至った。

### 2. 研究の目的

(1) 体系的観点からの位置づけの検討とは、他の法定債権である不当利得、不法行為といかなる関係にあるべきかという問題を指す。この点については、申請者の先行業績「求償利得における、他人の事務処理活動に対するコントロール原理としての事務管理法理の位置づけ 三種の法定債権相互の関係について」において、既に醸成されていたが、その深化を試みるものである。

(2) 機能的観点からの位置づけについては、事務管理法を有しない英米法圏の議論が参考となるが、よきサマリア人法などに関連する救助行為をめぐる「法と経済」学派の議論、さらには、社会学的、心理学的蓄積が注目された。緊急事務管理の制度設計にこの議論から示唆を得ることを試みるものである。

(3) 以上の、体系的観点、機能的観点からの検討は、現在の事務管理法の多元的構成ないしは分解の是非の議論にもつながっていく。そのような改正提案をも目標とする。

### 3. 研究の方法

(1) 体系的観点からの検討には、近時のヨーロッパ法典の一部としての提案(PEL, DCFR)、沿革の検討を重視するコメントールの執筆者であるヤンゼンの一連の研究をてがかりとする。これらによって、ドイツ民法の編纂過程の議論、現今の議論を照らし合わせ、大陸法的事務管理法制度の問題点、その再構成の余地を、法定債権相互の関係、事務管理の類型化を考慮しつつ、さぐる。

(2) 機能的観点からの検討は、英米法の議論の検討であるが、とりわけ、救助行為のリスク配分という観点、すなわち救助者も被救助者も十分な自己決定ができない状況下での結果の適切なリスク配分という問題、救助の義務化と救助者の救済手段(費用求償、損害賠償)との関係を検討する。

### 4. 研究成果

(1) 初年度は、体系的観点からの検討を、研究計画に従い、行った。その際、研究計画

において言及したヤンゼン氏を訪問し、事務管理法についての情報を交換した。この年度の成果が、後掲の雑誌論文に結実している。内容は、前半がヤンゼン氏の歴史研究を背景とする事務管理法制度の分解論の紹介ならびに検討、後半がドイツ民法における事務管理法制度の編纂過程の検討である。

以上からの示唆をまとめると、以下のようになる。

ヤンゼン説は、DCFRの批判的検討の中で、自己の事務管理像、すなわち現在の事務管理法をそれ以外の機能的にふさわしい分野に個別に分解する立場を披瀝している。すなわち、DCFRはヨーロッパ法典の一部として事務管理法が当然の場所を見いだすと前提しているが、必ずしもそうではない。事務管理法の諸部分は、現時点では、管理者の損害賠償請求は不法行為へ、管理者の報酬請求は契約法へ、費用償還は不当利得法へ、管理者の本人に対する請求や代理権は総則へと解消できるはずだと。

民法起草過程の議事資料による検討は、以下の事情を明らかにした。報酬請求権については、費用償還の拡張として認められることが多い(DCFRなど)が、一般的有償化は、介入のインセンティブを抑制する危険がある。部分草案も肯定したが、その後の審議で削除された。管理者の損害賠償請求権については、DCFRは緊急救助について肯定するが、部分草案は本人からのものしか規定していない。管理者の代理権については、DCFRは肯定する明文を置く。部分草案は、本人の利得責任という形式で議論された。事務管理の成立要件に関しては、DCFRは、介入者の権限の有無で範囲を画する。部分草案は、直接訴権では、管理者の良家父としての注意が損害賠償責任の有無を決め、反対訴権では、本人の推定的意思との一致が引受にも実行にも基準とされ、本人保護を徹底した。違法意図自己事務管理については、部分草案以降、その立場は二転した。事務管理制度の統一性については、部分草案は、準契約思想の拒否の立場から、直接訴権、反対訴権の要件を異なって規律することを目指したが、審議の過程で徐々に同期化が作用した。前記した、違法意図事務管理の処理が、不法行為との振り分けにおいて関連する。管理者の注意義務が直接訴権と反対訴権に働く内容の相違は、管理者の本人に対する損害賠償義務と本人の管理者に対する費用償還義務の成立要件を同視するかの問題である。DCFRのように同視する立場もあるが、介入者の行為のみによって被介入者本人が債務を負わされる側面を重視するならば、同視しない立場となる(ヤンゼンが後者の立場からDCFRを批判)。また、管理の引受と実行を区別するならば、中間的立場もあり得る。

(2) 第二年度は、研究目的で述べた機能的観点からの検討に当てられた。後掲の雑誌論

文 がその成果に当たる。

英米法、とりわけアメリカ法は、不作為による不法行為を原則として認めない立場である。また、近隣社会の疎遠化による人命救助行為の法による強制が望まれる一方、他方では、法制化による副作用が危惧される。ランダス・ポズナ論文は、法と経済学の立場から、報酬ないし補償の問題、次に、救助義務の法制化が効率性の観点で正当化できるのかを検討した。結論は、責任ルールを置かない方が、経済効率性と調和するというものである。しかし、この結論の前提として、彼らが設定したモデルは、叙述の過程で示された種々の分析視角(取引費用、利他主義者、非利他主義者、置き換え作用など)の有用性とはもかく、はたして非定型な事故に対する救助活動に対して有効なモデルたり得ているかが問題となる。すなわち、やや詳しく見れば、彼らの見解は、多くの要因に依存する不定な結論なのであった。それは、モデルが単純すぎ、本来の危険状況の多様性を十分取り込むことができていることによる。また、需要供給の関係を原モデルとし、救助関係を救助サービスの供給者と需要者の関係になぞらえていることから由来する限界でもある。叙述も、補償との関連では、救助者の行動分析が個別になされるが、責任との関連では、強い利他主義者、弱い利他主義者、非利他主義者のそれぞれのグループの行動がまず分析され、その上で、救助候補者群全体の結果が問題とされている。置き換えという注目すべき概念も、補償との関連では、利他的入力の変質の意味で使われるが、責任との関連では、活動内容の変更という意味で使われている。

彼らの研究に続く、他の論者の議論を追跡すると、ポズナらのモデルをより改善しようとする試み(被害者グループと救助者グループの重なりでの考慮、救助の難易の考慮、責任ルールの妥当範囲を被害者と救助者が同様のリスクに服している場合に限定など)が様々な形でなされている。それは、判例や立法が例外的に救助義務や責任を課す状況(人的関係、場所的關係、救助者の先行行為などの存在)と酷似したものとなる。言い換えれば、一般的な救助義務の肯定は困難であり、その範囲は限定的ならざるを得ないことである。また、介入前の規律と介入後の規律の關係については、救助義務のインセンティブ付与機能は、既述したように限定された範囲でのみ認められるべきなので、一般的に、介入前の規律として考えることは困難と考える。介入後の救済は、指摘されるように、その活動の報酬的金額と実費的金額の間で、インセンティブ付与と介入者の利他的動機への影響を配慮しつつ、法政策的さじ加減が可能であるが、それは、さしあたり、介入前の規律と一応別個のものとして規律してよいのではないかと考える。

(3) 第三年度(最終年度)は、アメリカにおいて、回復法リステイトメント(第三次)が近時公表されたことにちなみ、そこに現れた、大陸法における事務管理が担当すべき事案類型が、リステイトメントにおいて、どのように把握されているかを比較検討することとした。彼らの継承している法文化・法先例から出発しつつも、いわば大陸法制度のアメリカ版とでもいうべき内容に近づいている点が、制度の機能的な普遍性・共通性と文化的伝統に由来する偏差という観点で、重要な示唆を与える。これは、英米法の大陸法への示唆という観点からは、同質な紛争解決が両法圏で等しく妥当に解決されていることの確認のみならず、大陸法制度の枠組を採用している日本法の今後のあり方、とりわけ機能的再編成の指針として、重要かつ広範な示唆を与えるものである。この成果は公表されていないが、年内に紀要に発表する予定である。

(4) 以上の研究の結果、事務管理法の歴史的、比較法的特色がはるかに鮮明となったと思われる。法定債権の一種として安定的存在を必ずしも有するものではなく、他の法制度と同様に、歴史的、体系的に、個々の法秩序の中で、現時点で、どのような機能を分担させるかの評価に依存する部分が多いことが明らかとなった。その評価を必要とする諸論点の析出、意見の対立状況の析出も行うことができた。

それは、さらにいえば、大陸法圏の特色である、法定債権三種の並存状態を安定的規範状態ととらえず、機能的最適化を目指して、組換え、再構成することをも示唆する。その感触が本研究に着手する前と比べ、具体的素材を通して、より確かなものとなった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2件)

平田健治、英米法圏における救助義務の定位 事務管理法における緊急義務管理との比較を意識して、阪大法学、査読無、63巻3・4号、2013、785-826

平田健治、事務管理法の規範構造を考える ヤンゼン説とドイツ民法の編纂過程を示唆に、阪大法学、査読無、62巻2号、2012、229-269

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.law.osaka-u.ac.jp/~hirata/index-j.shtml>

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

平田 健治 (HIRATA, Kenji)

大阪大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：70173234